

令和7年度

業務概要

(令和6年度実績)

福岡市障がい者更生相談所

目 次

I 福岡市障がい者更生相談所の概要	1
名称、沿革、所在地、組織、業務概要	
II 身体障害者更生相談所関係業務	
1 身体障害者手帳の認定	4
2 補装具の判定件数	5
3 自立支援医療（更生医療）の判定件数（障がい区分別）	6
4 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定	7
5 障害者総合支援法第59条に基づく自立支援医療機関の指定	8
6 指定医師研修会	9
7 関係職員研修（知的障害者更生相談所関係業務を含む）	10
III 知的障害者更生相談所関係業務	
1 療育手帳の判定（更生相談所判定分）	11
判定件数、方法別判定状況、障がい程度別判定状況、年代別判定状況	
2 相談の項目及び件数	12
3 判定の項目及び件数	12
IV 資料	
1 福岡市の障害者手帳交付台帳登載数	13
（1）身体障害者手帳交付台帳登載数	14
（2）療育手帳交付台帳登載数	17
2 福岡市障がい者更生相談所条例	19
3 福岡市立心身障がい福祉センターの概要	20
案内図	21

I 福岡市障がい者更生相談所の概要

1 名 称 福岡市障がい者更生相談所

身体障害者福祉法第11条による身体障害者更生相談所と
知的障害者福祉法第12条による知的障害者更生相談所が
統合された行政機関です。

2 沿 革

昭和54年5月1日 福岡市身体障害者更生相談所として開設

・身体障害者更生相談所の業務開始

平成5年4月1日 福岡市障害者更生相談所に組織変更

・知的障害者更生相談所の設置 同年9月より福岡市療育手帳
制度要綱に基づき業務開始

平成17年4月1日 福岡市において「障害」の表記を「障がい」に変更すること
となり、名称を福岡市障がい者更生相談所に改める。

3 所 在 地

福岡市中央区長浜1丁目2番8号 〒810-0072

福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）5階

T E L （092）713-8900 F A X （092）715-3587

E-mailアドレス shogaishasodan.PWB@city.fukuoka.lg.jp

4 組 織

職員 7 人 会計年度任用職員 8 人 嘱託医 14 人で構成、合計 29 人です。
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

障がい者更生相談所	(所長 1 人)
— 身体障がい者相談判定係	(係長 1 人)
— 事務職員	(職員 3 人)
— 補装具等相談員 (理学療法士・作業療法士)	(会計年度任用職員 2 人) ※1
— 看護師	(会計年度任用職員 2 人)
— 知的障がい者相談判定係	(係長は所長の事務取扱)
— 心理判定員	(職員 2 人、会計年度任用職員 2 人)
— 一般事務	(会計年度任用職員 1 人)
— 文書整理等補助員	(会計年度任用職員 1 人)

嘱託医師 14 人・・・特別職非常勤職員

・ リハビリテーション科医師 (2 人)	・ 整形外科医師 (1 人)
・ 眼科医師 (1 人)	・ 耳鼻咽喉科医師 (2 人)
・ 精神科医師 (3 人) ※2	* 循環器科医師 (1 人)
* 腎臓内科医師 (1 人)	* 呼吸器内科医師 (1 人)
* 小児外科医師 (1 人)	* 消化器科医師 (1 人)

*の医師は、書類審査のみ行っています。

嘱託医師の審査日

・ 整形外科	月曜日 (月 4～5 回)、火曜日 (月 2 回)
・ 眼科	金曜日 (月 2 回)
・ 耳鼻咽喉科	木曜日 (月 4 回)
・ 精神科	火曜日 (月 4 回)、水曜日 (月 2 回) ※3

福岡市立心身障がい福祉センターとの応援・連携	
センターへの応援・連携	センターからの応援・連携
会計年度任用職員 (看護師) 2 人 (内容) ① 視覚障がい者の眼科診察介助 ② 訓練時の健康状態の把握	理学療法士 2 人 (内容) ① 補装具適合判定、指導 (義肢・装具、車いす) ② 補装具判定における補助業務

※1 令和 7 年度より 1 名増員

※2 令和 6 年度より 1 名増員

※3 令和 6 年度より、火曜日以外の曜日で月に 2 回審査日を追加

5 業務概要

福岡市障がい者更生相談所は、各区の保健福祉センター(福祉事務所)が受けた、身体障がい者及び知的障がい者からの手帳及び補装具費等の申請や相談に対して、福祉事務所からの依頼により、専門的な知識により相談・判定及び指導などを行っています。

また、障がい者本人や家族、他機関からの電話や来所による相談にも応じています。その他、指定医師や福祉関係職員の研修会を実施しています。具体的な内容は次のとおりです。

① 身体障害者更生相談所に係る業務

ア 身体障害者手帳の認定

イ 補装具の相談・判定

ウ 自立支援医療（更生医療）の相談・判定

エ 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に関する事務

オ 障害者総合支援法第59条に基づく自立支援医療機関（更生医療・育成医療）に関する事務

カ 指定医師研修会

キ 関係職員研修

② 知的障害者更生相談所に係る業務

ア 療育手帳の判定

イ 知的障がい者の相談指導

ウ 関係職員研修

Ⅱ 身体障害者更生相談所関係業務

1 身体障害者手帳の認定

(1) 業務の概要

手帳の認定は、各区の保健福祉センター（福祉事務所）からの依頼を受けて、障がい者更生相談所が障がいの有無や障がいの程度を認定し、各区の保健福祉センター（福祉事務所）が手帳の作成・交付事務を行っています。

なお、障がいの程度が身体障害者福祉法に定める障がいに該当しないと思われるケース等については、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

(2) 認定件数

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
新 規	2, 923	3, 042	3, 252	3, 215	3, 177
再認定・障がいの追加・等級変更	1, 562	1, 967	1, 773	1, 646	1, 706
却 下	55	76	85	56	76
返戻・取り下げ等	42	67	59	60	67
計	4, 582	5, 152	5, 169	4, 977	5, 026

2 補装具の判定件数

補装具については、要否判定とその後の適合判定を行っています。

原則として、医師の診断した意見書による書類判定を行っています。補装具の種類や本人の状況によっては、申請者が来所して判定を受けることもあります。

(1) 種類別判定件数

区 分		2 年度			3 年度			4 年度			5 年度			6 年度		
内 訳		内訳	うち適合		内訳	うち適合		内訳	うち適合		内訳	うち適合		内訳	うち適合	
義手	殻構造	26	26	13	13	13	7	23	23	11	23	21	10	20	20	8
	骨格構造		0	0		0	0		0	0		2	1		0	0
義足	殻構造	170	27	12	150	27	14	116	14	7	136	17	9	103	11	4
	骨格構造		143	73		123	61		102	48		119	60		92	48
装具	下肢装具	650	552	274	655	563	268	636	526	267	713	610	308	677	597	285
	靴型装具		78	42		64	28		77	38		84	43		59	29
	体幹装具		9	4		15	7		14	8		9	5		13	7
	上肢装具		11	6		13	5		19	12		10	5		8	3
姿勢保持装置		59	59	29	79	79	35	61	61	29	69	69	34	63	63	33
車椅子	普通型	224	143	67	261	171	85	254	171	84	281	167	84	267	150	73
	手押し型		78	38		84	40		23	9		25	14		37	15
	その他		3	2		6	5		60	23		89	41		80	40
電動 車椅子	普通型 (4.5km/h)	54	1	0	43	0	0	62	1	0	68	1	1	63	0	0
	普通型 (6.0km/h)		14	9		6	3		7	3		9	4		13	6
	簡易型		34	17		28	12		44	19		48	25		42	18
	その他		5	2		9	3		10	6		10	4		8	2
重度障害者用意思伝達装置		18	18	9	15	15	3	11	11	-	10	10	8	17	17	6
補聴器	高度難聴用 ポケット型	293	15	-	302	17	-	318	20	-	321	15	-	328	12	-
	高度難聴用 耳掛け型		203	-		204	-		218	-		220	-		243	-
	重度難聴用 ポケット型		3	-		5	-		3	-		4	-		3	-
	重度難聴用 耳掛け型		67	-		67	-		68	-		73	-		62	-
	高度難聴用 耳あな型		4	-		8	-		5	-		9	-		6	-
	骨導型		0	-		0	-		0	-		0	-		0	-
	FM型		1	-		1	-		0	-		0	-		0	-
	非該当		0	-		0	-		1	-		0	-		0	-
	その他		0	-		0	-		3	-		0	-		2	-
眼鏡 コンタクトレンズ・矯正用・遮光用		0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合 計			1,494	597		1,518	576		1,481	564		1,621	656		1,538	577

注) 判定件数＝支給・修理の要否判定件数＋適合判定の件数

(2) 方法別判定件数

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
書類判定	1,024	1,044	1,002	1,144	1,165
来所判定	465	468	470	469	363
巡回判定	5	6	9	8	10
合計	1,494	1,518	1,481	1,621	1,538

注) 巡回判定については、職員が訪問のうえ判定した件数。

3 自立支援医療（更生医療）の判定件数（障がい区分別）

自立支援医療（更生医療）は、永続する障がいの軽減を目的とするものです。
給付の対象となる医療は、当該障がいに対し、確実な治療の効果が期待できるものに
限られ、他の法令等に基づく医療により治療される部分については対象になりません。

区 分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
視 覚		0	0	0	0	0
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく		4	4	3	4	4
肢体不自由	関節の手術	37	50	37	21	19
	術後のリハビリ	3	9	5	2	1
	筋腱の手術	0	0	0	0	2
	骨の手術	2	0	0	1	0
	脊柱・脊髄の手術	0	0	0	0	0
	その他	1	1	0	0	0
小 計		43	60	42	24	22
心 臓	バイパス術	34	25	31	33	29
	ペースメーカー関係の手術	382	407	456	425	530
	弁の手術	134	166	209	207	208
	血管（動脈・静脈）の手術	1	5	3	7	13
	P T C A ・ステント留置術	0	0	1	0	2
	先天性心疾患の手術	0	0	0	0	0
	植え込み型除細動器植え込み術	43	57	77	79	76
	その他	6	1	0	0	16
小 計		600	661	777	751	874
じ ん 臓	血液透析	388	405	430	328	426
	腹膜透析（C A P D）	26	17	25	12	8
	人工透析＋その他	107	125	89	143	228
	じん移植	32	19	20	22	38
	抗免疫療法	1	0	9	5	20
	その他	25	12	8	22	33
小 計		579	578	581	532	753
免 疫		48	34	59	80	62
肝 臓	肝移植	1	0	1	1	3
	抗免疫療法	3	5	3	3	7
	抗免疫療法＋その他	4	4	3	1	0
小 計		8	9	7	5	10
合 計		1, 282	1, 346	1, 469	1, 396	1, 725

4 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定

(1) 業務の概要

医師の申請により身体障害者福祉法第15条に規定される指定医師の審査を行っています。指定にあたっては、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

(2) 令和6年度の指定状況

・新規指定	95 人
・県内からの転入	16 人
・異動等	143 人

(3) 15条指定医師数

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
視覚	200	207	211	211	219
聴覚等	144	152	155	155	162
音声等	26	30	37	40	48
肢体等	151	160	165	173	181
肢体	508	524	547	563	577
心臓	247	258	277	283	297
じん臓	116	117	114	121	126
呼吸器	159	161	167	174	173
ぼうこう 直腸	231	245	262	270	280
小腸	85	90	94	97	100
免疫	12	12	12	13	13
肝臓	88	91	97	97	100
合計	1,967	2,047	2,138	2,197	2,276

注) 人員は各年度末現在の延べ人数による。

聴覚等 : 聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく機能障害
 音声等 : 音声・言語、そしゃく機能障害
 肢体等 : 肢体、平衡、音声・言語、視覚・聴覚機能障害※

※ 肢体等の視覚・聴覚機能障害とは、腫瘍・神経障害等による視力・聴力喪失者をいう。

5 障害者総合支援法第59条に基づく自立支援医療機関の指定

(1) 業務の概要

医療機関の申請により、障害者総合支援法第59条に規定される指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の審査を行っています。

指定にあたっては、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

(2) 令和6年度の指定状況

・新規指定	107 件
・変更	234 件
・辞退等	53 件

(3) 指定自立支援医療機関数 977 医療機関（令和7年3月31日現在）

・病院及び診療所	141 医療機関
・薬局	704 医療機関
・訪問看護ステーション	132 医療機関

(4) 医療の種類別指定数

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
眼科	3	3	3	3	3
耳鼻咽喉科	3	3	3	3	3
口腔	5	5	5	5	5
歯科矯正	26	26	25	25	24
整形外科	16	15	15	15	15
形成外科	3	3	3	3	3
中枢神経	2	2	2	2	2
脳神経外科	2	2	2	2	2
心臓脈管外科	18	18	18	18	18
心臓移植	1	1	1	1	1
腎臓	55	54	53	53	52
腎移植	4	3	3	4	6
小腸	1	1	1	1	1
肝臓移植	2	1	1	1	1
免疫	4	4	4	5	5
薬局	614	621	647	668	704
訪問看護	68	79	93	114	132
合計	827	841	879	923	977

注）医療機関の中には、複数の医療の種類を指定している医療機関がある。

6 指定医師研修会

(1) 目的

身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳の交付事務において、身体障害認定基準に基づき公平・適正な障害認定事務が実施できるよう、身体障害者福祉法第15条により指定した医師等に、認定基準等の必要な知識を習得していただくことを目的としています。

(2) 実施状況

年度	開催日	会場	障がい区分	指定医師数 (出席者数)
2年度	1月27日 オンラインにて実施 *定員30名	オンライン	心臓機能障害	253人 (24人)
3年度	1月20日 オンラインにて実施 *定員46名	オンライン	肢体不自由	706人 (37人)
4年度	2月10日 オンラインにて実施 *定員47名	オンライン	じん臓機能障害	113人 (30人)
5年度	2月22日 オンラインにて実施 *定員47名	オンライン	呼吸器機能障害	179人 (27人)
6年度	2月27日 オンラインにて実施 *定員47名	オンライン	肝臓機能障害	101人 (30人)

(3) その他

多くの医師に参加していただくために福岡市医師会との共催とし、日医生涯教育講座の単位取得対象研修としています。

7 関係職員研修（知的障害者更生相談所関係業務を含む）

（１）目的

各区の保健福祉センター（福祉事務所）の担当職員を対象に、障がい者更生相談所の業務について研修を行っています。

（２）開催実績（会場：心身障がい福祉センター）

- ・ 令和２年度

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面での研修会は開催せず、身体障害者手帳、自立支援医療（更生医療）、補装具及び療育手帳関係業務の資料を配布したもの

- ・ 令和３年度

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り

- ・ 令和４年度

R4.11.2 身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会

※7月実施予定であったが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期して実施したもの

- ・ 令和５年度

R5.7.26 身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会

- ・ 令和６年度

R6.8.2 身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会

注）本研修の主催は、福岡市福祉局障がい者部障がい者支援課である。

Ⅲ 知的障害者更生相談所関係業務

1 療育手帳の判定（更生相談所判定分）

（１）判定件数

区分		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
新規判定	新規申請	160	74	167	92	180	81	237	107	232	114
	転入新規		86		75		99		130		118
再判定		721		649		537		631		826	
合計		881		816		717		868		1058	

（２）方法別判定状況

区分		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
面接判定	新規判定	374	75	260	94	266	82	598	113	735	120
	再判定		299		166		184		485		615
書類判定	新規判定	507	85	556	73	451	98	270	124	323	112
	再判定		422		483		353		146		211
合計		881		816		717		868		1058	

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2～4年度は再判定の書類判定件数が増加。

（３）障がい程度別判定状況

区分		最重度 (A 1)	重度 (A 2)	重度・合併 (A 3)	中度 (B 1)	軽度 (B 2)	非該当
2年度		75	159	14	255	366	12
3年度		42	130	12	231	400	1
4年度		25	145	14	219	311	3
5年度		40	143	17	255	396	17
6年度	新規	10	7	3	60	145	7
	再判定	39	173	15	275	323	1
	合計	49	180	18	335	468	8

（４）年代別判定状況

区分		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
2年度		199	480	115	60	17	10
3年度		176	424	125	67	11	13
4年度		113	386	120	63	27	8
5年度		71	548	140	76	28	5
6年度	新規	22	94	45	26	33	12
	再判定	202	497	89	34	4	0
	合計	224	591	134	60	37	12

2 相談の項目及び件数

区分	相談内容								
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
2年度	1 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	4 (0)	0 (0)	919 (0)	280 (0)	1,210 (0)
3年度	1 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	871 (2)	315 (0)	1,196 (2)
4年度	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	796 (1)	293 (0)	1,092 (1)
5年度	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	957 (0)	340 (0)	1,299 (0)
6年度	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1206 (5)	425 (0)	1,636 (5)

※（ ）については当所判定員が訪問した件数で内数

※相談内容の区分(1 ケースで複数の区分に該当する場合は複数計上)

「施設」：施設利用相談 「職業」：就労相談

「生活」：年金など制度や生活についての相談

「療育手帳」：療育手帳の判定及び相談

「その他」：障がいの程度証明書交付や資料照会、職安や警察からの照会

3 判定の項目及び件数

区分	判定内容				判定書等交付件数			
	医学的判定	心理判定	その他の判定	計	障がい支援区分	療育手帳	その他	計
2年度	71 (0)	881 (0)	0 (0)	952 (0)	0 (0)	881 (0)	190 (0)	1,071 (0)
3年度	82 (0)	816 (2)	0 (0)	898 (2)	0 (0)	816 (2)	240 (0)	1,056 (2)
4年度	64 (0)	717 (1)	0 (0)	781 (1)	0 (0)	717 (1)	221 (0)	938 (1)
5年度	105 (0)	868 (0)	0 (0)	973 (0)	0 (0)	868 (0)	240 (0)	1,108 (0)
6年度	102 (0)	1,058 (5)	0 (0)	1,160 (5)	0 (0)	1,058 (5)	322 (0)	1,380 (5)

※（ ）については当所判定員が訪問した件数で内数

※判定内容の区分(1 ケースで複数の区分に該当する場合は複数計上)

「医学的判定」：療育手帳（新規および再判定のうち、医学的判定を要したもの）

「心理判定」：療育手帳（新規・再判定）

※判定書交付件数の区分(1 ケースで複数の区分に該当する場合は複数計上)

「療育手帳」：書類判定を含む。

「その他」：障がいの程度証明書交付、情報提供

IV 資料

1 福岡市の障害者手帳交付台帳登載数

(令和7年3月31日現在)

区 分	福岡市人口(人)	身体障害者 手帳	療育手帳	合計
		台帳登載数(人)	台帳登載数(人)	台帳登載数(人)
東 区	338,388	10,836	3,488	14,324
博多区	263,077	7,426	2,111	9,537
中央区	214,672	5,291	1,255	6,546
南 区	271,699	8,616	2,681	11,297
城南区	134,285	4,356	1,156	5,512
早良区	224,923	7,453	2,312	9,765
西 区	213,210	7,297	2,299	9,596
全 市	1,660,254	51,275	15,302	66,577

注) 人口は、令和7年4月1日現在の推計人口による。

※ 出現率の年度別推移

(各年度末現在)
(単位：%)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身 体 障 害 者 手 帳 交 付 者	3.22	3.20	3.17	3.14	3.09
療育手帳交付者	0.80	0.83	0.86	0.89	0.92

※「出現率」：人口に対する手帳交付者の割合

(1) 身体障害者手帳交付台帳登載数

① 変動状況

(各年度末現在)

(単位：人)

区 分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年度 内 変 動	新規交付	2, 923	3, 042	3, 252	3, 215	3, 177
	市外からの転入等	661	557	682	554	563
	転出・返還等	3, 635	3, 922	3, 970	3, 878	4, 107
台帳登載者		52, 110	51, 787	51, 751	51, 642	51, 275

② 区別内訳

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：人)

区 分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
年度 内 変 動	新規交付	3, 177	696	452	345	519	261	458	446
	市外からの転入等	563	167	102	28	51	57	64	94
	転出・返還等	4, 107	881	590	405	693	346	605	587
台帳登載者		51, 275	10, 836	7, 426	5, 291	8, 616	4, 356	7, 453	7, 297

③ 区別・障がい程度別の交付台帳登載数

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：人)

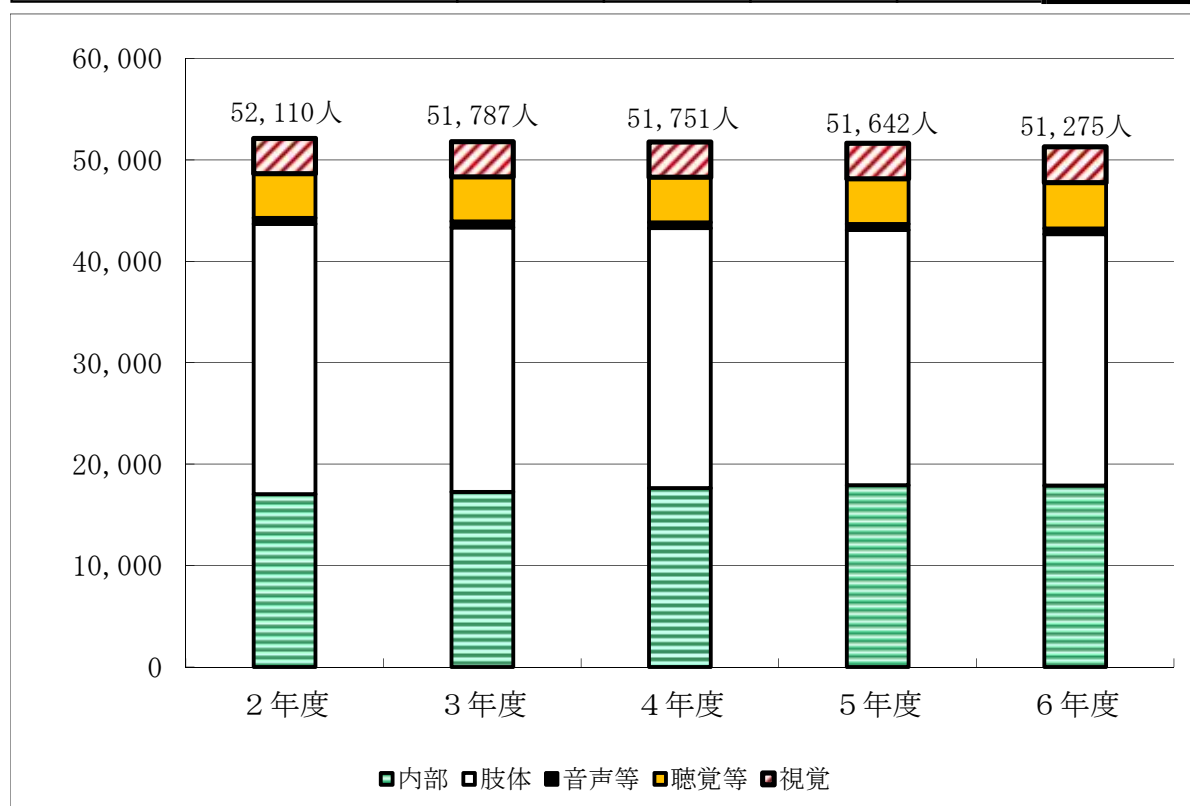
区 分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
1 級	18歳未満	585	177	87	52	84	39	77	69
	18歳以上	17, 105	3, 533	2, 440	1, 742	3, 003	1, 491	2, 490	2, 406
2 級	18歳未満	203	49	21	19	28	16	47	23
	18歳以上	7, 392	1, 570	1, 125	720	1, 174	604	1, 098	1, 101
3 級	18歳未満	132	30	11	11	18	12	27	23
	18歳以上	6, 655	1, 431	1, 020	719	1, 077	563	947	898
4 級	18歳未満	80	26	11	7	11	4	11	10
	18歳以上	11, 756	2, 540	1, 698	1, 229	1, 973	1, 004	1, 642	1, 670
5 級	18歳未満	26	8	4	3	3	0	6	2
	18歳以上	3, 641	711	488	408	631	325	556	522
6 級	18歳未満	88	20	9	4	20	6	16	13
	18歳以上	3, 612	741	512	377	594	292	536	560
計		51, 275	10, 836	7, 426	5, 291	8, 616	4, 356	7, 453	7, 297

④ 障がい別の交付台帳登載数の年度別推移

(各年度末現在)

(() は内数, 単位: 人)

障がい区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
視覚障がい		3,478	3,464	3,481	3,504	3,522
聴覚・平衡機能障がい		4,362	4,387	4,439	4,467	4,511
内訳	(聴覚)	(4,329)	(4,353)	(4,405)	(4,435)	(4,475)
	(平衡)	(33)	(34)	(34)	(32)	(36)
音声・言語・そしゃく機能障がい		594	599	579	590	582
肢体不自由		26,656	26,077	25,628	25,172	24,788
内部障がい		17,020	17,260	17,624	17,909	17,872
内訳	(心臓)	(9,279)	(9,388)	(9,593)	(9,724)	(9,785)
	(じん臓)	(4,364)	(4,472)	(4,543)	(4,573)	(4,467)
	(呼吸器)	(596)	(554)	(542)	(566)	(553)
	(ぼうこう・直腸)	(2,020)	(2,044)	(2,100)	(2,164)	(2,154)
	(小腸)	(45)	(47)	(46)	(48)	(49)
	(免疫)	(539)	(569)	(612)	(641)	(660)
	(肝臓)	(177)	(186)	(188)	(193)	(204)
合 計		52,110	51,787	51,751	51,642	51,275



※障がい区分を超えて障がい重複している場合、主たる障がい計上している。

⑤ 障がいの程度別の交付台帳登載数

(令和7年3月31日現在)

(() は内数、単位：人)

区 分	計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 がい	3, 522	1, 354	1, 187	174	204	455	148
聴覚・平衡機能障がい	4, 511	446	910	427	970	37	1, 721
内訳：(聴 覚)	(4, 475)	(446)	(907)	(421)	(969)	(11)	(1, 721)
内訳：(平 衡)	(36)	(0)	(3)	(6)	(1)	(26)	－
音声・言語・そしゃく機能障がい	582	23	41	300	218	－	－
肢体不自由	24, 788	4, 747	5, 113	3, 909	6, 013	3, 175	1, 831
内 部 障 がい	17, 872	11, 120	344	1, 977	4, 431	－	－
内訳：(心 臓)	(9, 785)	(6, 165)	(103)	(1, 457)	(2, 060)	－	－
内訳：(じ ん 臓)	(4, 467)	(4, 437)	(1)	(20)	(9)	－	－
内訳：(呼 吸 器)	(553)	(196)	(15)	(186)	(156)	－	－
内訳：(ぼうこう・直腸)	(2, 154)	(20)	(20)	(129)	(1, 985)	－	－
内訳：(小 腸)	(49)	(18)	(2)	(10)	(19)	－	－
内訳：(免 疫)	(660)	(121)	(179)	(167)	(193)	－	－
内訳：(肝 臓)	(204)	(163)	(24)	(8)	(9)	－	－
計	51, 275	17, 690	7, 595	6, 787	11, 836	3, 667	3, 700

⑥ 区・障がい別の交付台帳登載数

(令和7年3月31日現在)

(() は内数、単位：人)

区 分	計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
視 覚 障 がい	3, 522	675	508	410	608	300	504	517
聴覚・平衡機能障がい	4, 511	933	652	410	731	343	698	744
内訳：(聴 覚)	(4, 475)	(927)	(646)	(405)	(725)	(342)	(690)	(740)
内訳：(平 衡)	(36)	(6)	(6)	(5)	(6)	(1)	(8)	(4)
音声・言語・そしゃく機能障がい	582	127	81	65	117	41	72	79
肢体不自由	24, 788	5, 386	3, 575	2, 444	4, 106	2, 151	3, 574	3, 552
内 部 障 がい	17, 872	3, 715	2, 610	1, 962	3, 054	1, 521	2, 605	2, 405
内訳：(心 臓)	(9, 785)	(2, 027)	(1, 258)	(1, 051)	(1, 643)	(847)	(1, 544)	(1, 415)
内訳：(じ ん 臓)	(4, 467)	(936)	(710)	(457)	(805)	(389)	(612)	(558)
内訳：(呼 吸 器)	(553)	(117)	(93)	(54)	(99)	(53)	(71)	(66)
内訳：(ぼうこう・直腸)	(2, 154)	(472)	(306)	(240)	(384)	(173)	(296)	(283)
内訳：(小 腸)	(49)	(11)	(9)	(6)	(4)	(4)	(7)	(8)
内訳：(免 疫)	(660)	(108)	(206)	(125)	(84)	(36)	(53)	(48)
内訳：(肝 臓)	(204)	(44)	(28)	(29)	(35)	(19)	(22)	(27)
計	51, 275	10, 836	7, 426	5, 291	8, 616	4, 356	7, 453	7, 297

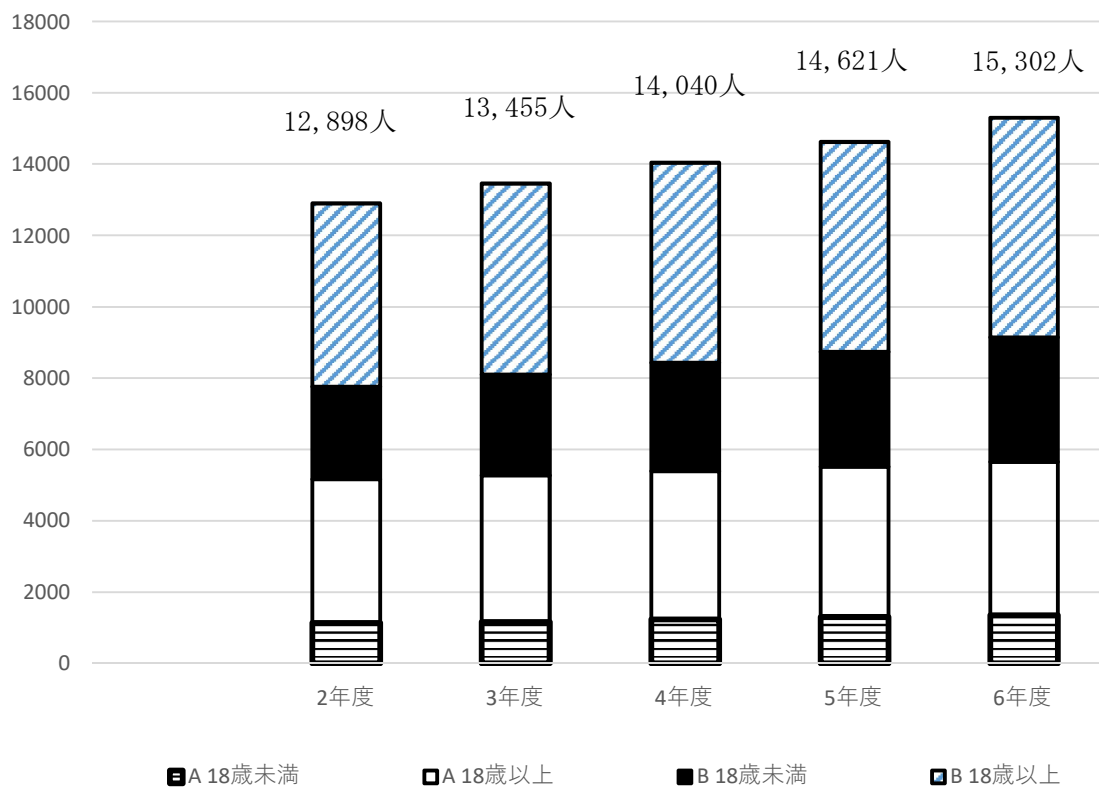
(2) 療育手帳交付台帳登載数

① 障がい程度別年度推移

(各年度末現在)

(単位：人)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A	18歳未満	1,130	1,158	1,233	1,300	1,355
	18歳以上	4,037	4,111	4,163	4,210	4,299
	小計	5,167	5,269	5,396	5,510	5,654
B	18歳未満	2,590	2,835	3,031	3,225	3,491
	18歳以上	5,141	5,351	5,613	5,886	6,157
	小計	7,731	8,186	8,644	9,111	9,648
計		12,898	13,455	14,040	14,621	15,302



② 変動状況

(各年度末現在)

(単位：人)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年度間変動	新規交付	555	684	727	750	845
	市外からの転入	85	126	155	146	137
	転出・返還等	239	253	297	315	301
台帳登載数		12, 898	13, 455	14, 040	14, 621	15, 302

③ 区別内訳

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

区 分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
A	18歳未満	1, 355	360	173	124	212	99	190	197
	18歳以上	4, 299	887	562	364	832	355	611	688
B	18歳未満	3, 491	761	435	246	567	235	667	580
	18歳以上	6, 157	1, 480	941	521	1, 070	467	844	834
計		15, 302	3, 488	2, 111	1, 255	2, 681	1, 156	2, 312	2, 299
		100%	22. 8%	13. 8%	8. 2%	17. 5%	7. 6%	15. 1%	15. 0%

2 福岡市障がい者更生相談所条例

平成 12 年 3 月 27 日
条例第 18 号
(平成 17 条例 110・題名改称)

改正 平成 17 年 6 月 23 日条例第 110 号
平成 18 年 3 月 30 日条例第 17 号
平成 25 年 3 月 28 日条例第 41 号

(設置)

第 1 条 身体障がい者及び知的障がい者の更生の援助及び必要な保護のため、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条の規定に基づき、福岡市障がい者更生相談所（以下「相談所」という。）を福岡市中央区長浜一丁目に設置する。

2 相談所の所管区域は、本市の全域とする。

(平成 17 条例 110・一部改正)

(業務)

第 2 条 相談所は、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第 10 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる業務
- (2) 知的障害者福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ロ及びハに掲げる業務
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 74 条第 1 項並びに第 76 条第 3 項に規定する業務

(平成 18 条例 17・全改・一部改正、平成 25 条例 41・一部改正)

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 23 日条例第 110 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日条例第 17 号)

この条例中第 1 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日条例第 41 号)

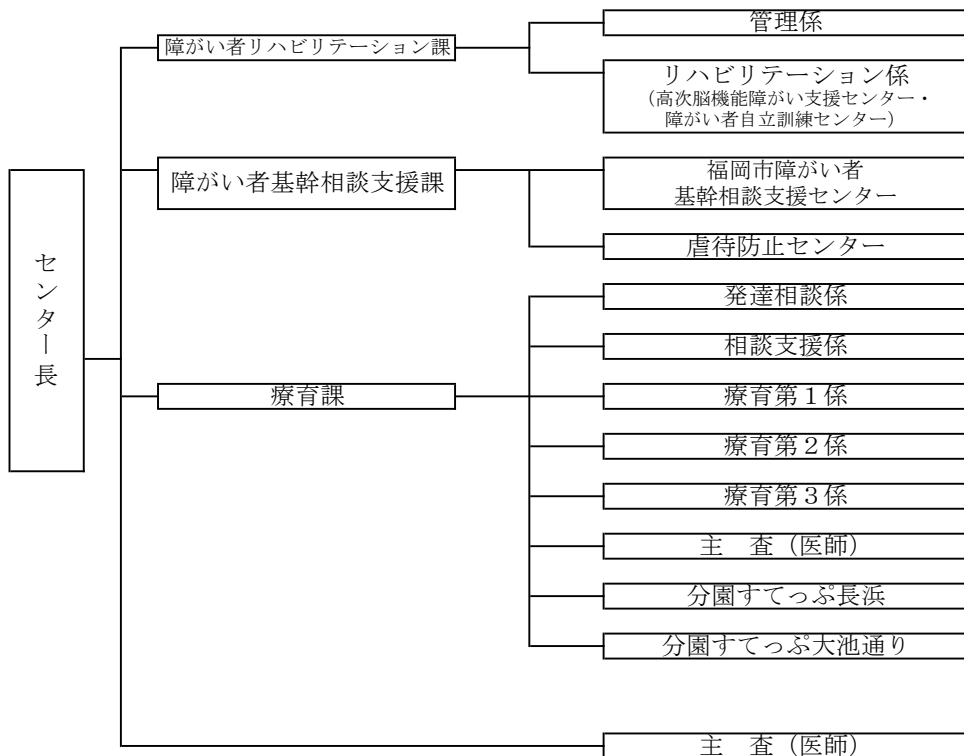
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 福岡市立心身障がい福祉センターの概要

福岡市立心身障がい福祉センターは、障がい児の早期発見、早期療育の中核的機関として、また成人の障がい者に対するリハビリテーション部門として、昭和54年5月に開設されました。

なお、平成11年に愛称募集により、「あいあいセンター」と名づけられました。

(1)	設 置	福岡市
(2)	管 理 運 営	社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
(3)	建 物	
	敷地面積	1,291㎡
	延床面積	6,219.49㎡
	建物の構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階
(4)	建物の配置	
	地 下	調理室、電気、機械室
	1 階	受付、センター長室、管理事務室
	2 階	肢体不自由児、聴覚言語障がい児部門
	3 階	知的障がい児、発達障がい児部門、 視覚障がい児部門
	4 階	高次脳機能障がい支援センター 障がい者自立訓練センター（身体・高次脳機能、発達） 福岡市障がい者基幹相談支援センター
	5 階	福岡市障がい者更生相談所、診察室、検査室、医局
	6 階	児童相談部門 障がい者自立訓練センター（視覚）
	7 階	研修室（大、中、小）、会議室（和、洋）
	屋 上	屋外遊戯場
(5)	機 構	



21

令和 7 年度 業務概要 (令和 6 年度実績)

発行日 令和 7 年 8 月

編集発行 福岡市障がい者更生相談所
〒 8 1 0 - 0 0 7 2
福岡市中央区長浜 1 丁目 2 - 8
福岡市立心身障がい福祉センター 5 階
電話 0 9 2 - 7 1 3 - 8 9 0 0
F A X 0 9 2 - 7 1 5 - 3 5 8 7
E-mail shogaishasodan.PWB@city.fukuoka.lg.jp